審査ガイド

<u>ゲ</u>」 放射性同位元素等規制法に係る審査ガイド等の整備に関する意見聴取(第4回) 量点 事前公表資料案に対する原子力規制委員会委員からの意見等及び事前公表資料への反映状況等

	委員名	該当箇所	公表資料案への意見	回答(公表資料への反映状況等)
1	伴委員	審査ガイド	「具体的な確認の視点は、本ガイドでは示さ	ご指摘を踏まえ、修正しました。
		第4章 P.14	ない」というフレーズが、何について言って	【具体的には、「使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造
		【確認の視	いるのかわかりにくいので、次のように修正	及び設備の技術上の基準等に関する審査ガイド【公開の意見聴
		点】 第 2~	してはどうか。	取(第4回)用事前公表資料】」P. 14参照】
		3 段落	「なお、近年、審査の実績があるのは、・・・	
			を焼却するために市販されている焼却炉が	
			ほとんどである。他の型・用途の焼却炉は稀	
			であることから、以下、液体シンチレーター	
			廃液(助燃剤を含む。)を焼却する焼却炉に絞	
			って、確認の視点を示す。」	
2	伴委員	審査ガイド	趣旨を明確にするために、次のように修正し	ご指摘を踏まえ、修正しました。(基本的にはご指摘のとおりで
		第5章 P. 27	てはどうか。	すが、全体の平仄を合わせるため、一部修正しました。)
		の最初	「なお、数量告示第7条に規定する空気中濃	【具体的には、「使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造
			度限度は、1週間の作業による内部被ばくを	及び設備の技術上の基準等に関する審査ガイド【公開の意見聴
			1ミリシーベルト以下に抑えれば線量限度(1	取(第4回)用事前公表資料】」P. 27 参照】
			年間につき 50 ミリシ―ベルト)を超えるお	
			それはないという考えに基づき、当該核種の	
			吸入による実効線量が1ミリシーベルトとな	
			る濃度として定められたものである。管理区	
			域の設定基準においては、線量を算定する期	
			間を3月間としていることから、3月間の平	
			均濃度がこの十分の一を超えないことを求	
			めている。」	

検査ガイド

(ド) 放射性同位元素等規制法に係る審査ガイド等の整備に関する意見聴取 (第4回) 事前公表資料案に対する原子力規制委員会委員からの意見等及び事前公表資料への反映状況等

	委員名	該当箇所	公表資料案への意見	回答(公表資料への反映状況等)
1	伴委員	検査ガイド	「個別の放射線施設について、施設基準適合	ご指摘を踏まえ、組織体制・手順等の確認をする方法と直接的に
'		P. 4(2) 第 2	義務の遵守状況を直接的に確認する必要が	個別の施設基準への適合状況を確認する方法について、検査の
		段落	ある場合に」とあるが、前段落の「責任者・	目的が何であるかに関係なく、常に、まず前者の確認によること
		1X/ 11	組織体制及び点検等の手順の確立並びにそ	を優先し、前者の確認では不十分となる場合に限り、後者の確認
			心臓体的及び点候等の子順の電立並びにと の遵守状況の把握」だけでは足りない場合が	を行うべきであるという関係にあるかのように解される原案
			あるということか。そうだとすれば、それを	を、いずれの確認方法によるかは、検査の目的に大きく依拠し、
			めるということが。とうだとすれば、それで どのように判断するのか。(行為基準に関す	そ、いずれの確認力法によるがは、検査の目的に入さく依拠し、 例えば、検査の目的が、ある特定の放射線施設の特定の施設基準
			このように判断するのか。(17 海塞辛に関す る記述についても同様。)	への適合義務の遵守状況の確認にある場合などには、後者の直
			る記述に りいても同情感) 	
				接的な確認を行うことがより検査の目的に適う旨の記載に修正
				しました。(行為基準に関する記述についても同様に修正しまし
				た。)
				【具体的には、「許可届出使用者等に対する立入検査ガイド【公
				開の意見聴取(第4回)用事前公表資料】」施設基準に係る記載
	ルチロ	10		は P. 4 を、行為基準に係る記載は P. 31~P. 32 をそれぞれ参照】
2	伴委員	検査ガイド	「本ガイドは・・・留意する。」という箇所は、	ご指摘を踏まえ、P.5の②の末尾に一度だけ記載するものとし、
		P. 5 1)	記載内容が例示であることの注意書きであ	ご指摘の趣旨を踏まえた内容の記載に修正しました。
		P. 10 2)	る。この記述は P. 4~5 の②の末尾に一度だ	【具体的には、「許可届出使用者等に対する立入検査ガイド【公
		P. 13 3)	け登場させれば十分である。また、趣旨を明	開の意見聴取(第4回)用事前公表資料】」P.5参照】
			確にするために、次のようにしてはどうか。	
			「これらは新たな規制要求ではなく、現に法	
			令が規定する要求事項を確認するための視	
			点を、代表例について具体的に示すことを意	
			図したものである。施設によっては、記載内	
			容をそのまま当てはめることが適当でない	
			場合があることに留意する必要がある。」	
3	伴委員	検査ガイド	「(2) 個別の行為基準等の遵守状況の確認	ご指摘を踏まえ、①~③に記載したものが、行為基準を定めた法

		P. 31~P. 42	に係る検査事項等」の内容を、P.4~P.18の「個別の放射線施設に係る施設基準適合義務の遵守状況を確認する際の検査事項」と比べると、明朝体の記載がなく、法令条文の抜粋なのか例示なのかが判然としない。①~③の前文の「本ガイドは・・・留意する。」という記述を修正し、趣旨を明確にすべきである。	令の規定の主なものを一部要約・省略するなどして平易に記載したものであることを明らかにし、趣旨を明確にしました。ただ、記載してある事項は、行為基準のうち主なものであることと、検査を受けるすべての事業所等に一律に当てはまるとはいえない事項が含まれているという意味において、例示であり、この点につき検査を受ける者に誤解を招かぬよう留意事項として記載しました。 さらに、施設基準に係るご指摘 2 への対応と整合性をとり、
				①~③の前文で繰り返し記載していたものを①の直前に一度だけ記載するように修正しました。 【具体的には、「許可届出使用者等に対する立入検査ガイド【公開の意見聴取(第4回)用事前公表資料】」P.32参照】
4	石渡委員	検査ガイド P. 33	ワ項の中で「原子の数が 1 を下回る」という 表現があるが、どの原子かあいまいなので、 例えば「その原子」のようにすべきではない か。P. 40 の c-iv では「当該・・・元素の原子 の数」のように特定されている。	ご指摘の趣旨を踏まえ、対象を明確にするため、「原子の数が1を下回る」としていたものを「投与された陽電子断層撮影用放射性同位元素の原子の数が1を下回る」に修正しました。
5	石渡委員	検査ガイド P. 45	(2)①ル及びヲについて「・・・確認する 具体的方法及び手順が定められている場合 には、その内容及び実施状況を確認する」と あるが、定められていない場合は何もしない でよいのか。	放射線障害予防規程又はその下部規程等において、作業室及び 管理区域からの持ち出し基準を超えていないことを確認する具 体的方法及び手順が定められていない場合については、現場巡 視により使用者等が持ち出し基準を遵守するために必要な放射 線測定器が配備されていることを確認するほか、関係者への聴 取等を通じて持ち出し基準の遵守状況を確認することになりま す。(P. 45 リの2つ目及び3つ目の●にその旨を記載していま す。)
6	石渡委員	検査ガイド P. 58 表	「運搬する物についての措置」と「運搬方法 についての措置」の違いが分かりにくい。	ご指摘を踏まえ、表に注記を追記しました。 【具体的には、「許可届出使用者等に対する立入検査ガイド【公 開の意見聴取(第4回)用事前公表資料】」P.58の表注記※1及

				び※2を参照】
7	石渡委員	検査ガイド	表の下の※2では、船舶、航空機が除外され	ご指摘の車両運搬(委員から意見のあった公表資料案において
		P. 58	ているが、これらは※1に含まれるのか。	は※1、公表資料においては※3)には、簡易運搬(委員から意
				見のあった公表資料案においては※2、公表資料においては※
				4) と同様に船舶、航空機による運搬は含まれません。
				P.57 において「放射性同位元素等を事業所等の外において運搬
				する場合 (船舶又は航空機により運搬する場合を除く。以下本節
				において同じ。)」としていることから、ご指摘の部分について
				は、誤解を与えることがないよう「船舶、航空機」の記載を削除
				します。
8	石渡委員	検査ガイド	ハの最後:「表面において」は削除すべきだと	ご指摘を踏まえ、ハについて他と平仄を合わせ「当該運搬する物
		P. 61	思う。参考: P. 73 中程の特別措置による運搬、	の一センチメートル線量当量率の最大値は、表面において十ミ
			P.80上から2段目、P.81※2の表現と整合さ	リシーベルト毎時を超えてはならない」としていたものを「当該
			せるべきである。	運搬する物の表面における一センチメートル線量当量率の最大
				値が、十ミリシーベルト毎時を超えてはならない」に修正しまし
				<i>t</i> =.
9	石渡委員	検査ガイド	P. 73 下半部~P. 74 にかけての記述は、その	ご指摘を踏まえ、規則第18条第1項の基準を適用しない場合
		P. 73	上の表中に組み込んだ方がよい。	についての考慮事項があることを表項目(右欄)に組み込み、具
				体的な事項については、表外の注記を参照するように修正しま
				【具体的には、「許可届出使用者等に対する立入検査ガイド【公
				開の意見聴取(第4回)用事前公表資料】」P. 71 別記1の表項目
10		10-10-10-10		(右欄)及び表外注記を参照】
10	石渡委員	検査ガイド	このページの記述も、別記の表の表外にあっ	ご指摘を踏まえ、BM型輸送物及びBU型輸送物に係る検査等
		P. 82	て「注」でもなく、位置づけが一見よくわか	に関する考慮事項があることを表項目(右欄)に組み込み、具体
			らない。表の中に組み込んだ方がよい。	的な事項については、表外の注記を参照するように修正しまし
				【具体的には、「許可届出使用者等に対する立入検査ガイド【公

	開の意見聴取(第4回)用事前公表資料】」P. 75 別記2の表項目
	(右欄)及び表外注記を参照】